

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和5年12月22日（金）

開会 10時00分

閉会 10時53分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 上村和弘
次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、
次長（育成支援・社会教育担当）山添達也、次長（研修担当）荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆
教育政策課 課長 大屋慎一、主幹兼係長 加藤久幸、主査 加藤英紀
教職員課 課長 福井崇司、班長 武藤誠、班長 若宮一哉、主査 富山達也
福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀
小中学校教育課 課長 早田清宏、班長 前田亜弓
保健体育課 課長 堀越英範、課長補佐兼班長 横山勝規、
充指導主事 天白喜啓

5 請願・陳情の付議の結果

	件名	審議結果
請願 13	兼職兼業を行うことを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願について	不採択
請願 14	身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願について	不採択
請願 15	部活動のあり方の見直しを求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

件名	審議結果
----	------

議案第 35 号	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 36 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 37 号	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 38 号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	令和 5 年度三重県優秀選手・指導者表彰について
報告 2	紀南地域新高等学校の校名について
報告 3	三重県立夜間中学の校名について

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1 1 月 2 7 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 38 号は人事に関する案件のため、報告 2 及び報告 3 は意思形成過程であり、委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願及び議案第 35 号から議案第 37 号を審議し、公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 38 号を審議し、非公開の報告 2 から報告 3 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 13 兼職兼業を行うことを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願 13 兼職兼業を行うことを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは 2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、地域クラブ活動の指導者として兼職兼業を行うことを理由に、教職員に対して校務分掌の軽減を行わないことを求めています。

「2 請願の理由」では、兼職兼業は本務に支障がない範囲で行うのが当然であり、兼職兼業をしたいからという理由で本務の軽減を求めることは、教職員の本務を履き違えた問題のあることと記載されています。

それでは 1 ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

休日の地域クラブ活動に従事することを希望する場合には、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要です。

兼職兼業については、『「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和 3 年 2 月 17 日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）』により、許可の判断を行う際の留意すべき事項として、「学校運営に支障がないこと」が示されています。

兼職兼業の許可に際しては、校務の遂行に支障がないことが前提になるため、地域クラブ活動の指導者として兼職兼業を行うことにより、校務分掌の割り振りに影響することはありません。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 13 はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願 14 身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願 14 身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立学校において、身体的露出の伴う教育活動の取り止めを検討することについて求めています。

「2 請願の理由」では、教育活動を行う上で、身体的露出が本当に必要であるとは思えないと記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

県立学校において、身体的露出を強制している教育活動はありません。例示のあった県立神戸高等学校では、体育祭の中で行われている「神高体操」において、一部の生徒が上半身裸で取り組んだ事例はありますが、強制したものではありません。

また、県立学校では、個人面談やアンケートなどの機会に、生徒が不快に思うことなどについても聞き取りを行い、対応をしているところです。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願14はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願15 部活動のあり方の見直しを求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願15 部活動のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、休日部活動を廃止すること、専門性を有しない教員が部活動指導を行わないようにすることを求めています。

「2 請願の理由」では、部活動は、教育課程内の学校教育と同様、学校の稼業日のみに行われるのが本来の姿であること、競技等未経験の教員が部活動指導に当たることは、専門性の保障という観点から問題があると記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

三重県部活動ガイドラインでは、「指導者は、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを

十分に汲み取り、各部の活動計画等を設定すること」「過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定すること」としています。

休日も含めて適切な部活動を行うことを求めています。休日の部活動を禁止するものではありません。学習指導要領では、部活動について、「学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」「地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと」と示されています。

活動経験や指導経験がない教員であっても、技術的な指導を部活動指導員や部活動サポーター等の外部人材に任せたり、ICTを利用した動画や遠隔による指導等を活用することは可能です。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 15 はいかがでしょうか。

大森委員

この3つの請願、これで良いと思うんですけども、この3つを読ませてもらうと、ちょっと感想みたいになるかもしれませんけれども、1つ目とかを見せてもらうと、こういった先生たちの地域の活動は社会貢献にも該当して、ボランティア的のところもあって、そういうことをすることによって子どもたちの社会への貢献あるいはボランティア精神を養うことに繋がっていると思うんです。これ3つともそういうことが全然なくて、しんどいんだみたいな話になっていて、いつかこれからの請願の回答に、保健体育課の仕事じゃないかもしれませんけれども、社会貢献とかそういうことにも貢献するということが、公務員の方には求められているということも言ってもらってもいいのかなという気がします。大学の場合は、社会貢献が教員評価の1つにもなってきていますので、そういう観点を入れた回答書というものもあるのかな。いつも読ませてもらって、すごく先生を守るようなことを言っているんですけども、社会貢献とかそういう気持ちはどうなるんやというのがちょっと抜けているような気がしますので、その辺りもご検討いただければと思います。

教育長

今、働き方改革が一方であって、その中の一番の要因が部活動だったりしますので、その辺りのバランスを我々としては、回答の中で考えていかないといけませんので、それも含めて検討させていただきます。

堀越課長

また請願の折に、ちょっと内容を考えながら、今ご指摘いただいたところを記載できるよう検討してまいりたいと思います。

教育長

我々の思いとしても本当におっしゃるとおりだと思いますので。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

議案第 35 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案(公開)

議案第 36 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案(公開)

議案第 37 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案(公開)

議案第 35 号から議案第 37 号は、関連する規則改正についてのものであるため、一括して審議することを決定する。

(坂口福利・給与課長説明)

議案第 35 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 12 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページ以降が規則の改正案になりますが、まず 11 ページの規則案要綱の方で説明させていただきますと思います。

「1 改正理由」でございますが、公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、昇格時号給対応表等の改正を行うものである。

「2 改正内容」給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正する。

「3 施行期日等」公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

それでは、1 ページの方へお戻りいただいて、規則改正案の方でございますけれども、まず新旧対照表中 1 ページから 6 ページにかけて、別表 7 の昇格時号給対応表と、6 ページの後半部分から 10 ページにかけて、別表第 8 の降格時号給対応表の改正につきましては、先般の給与条例の改正により、令和 5 年 4 月 1 日に遡って、改定された給料表において、若年層を中心とした引上げ改定を行いました結果、対応する号給に変更が生じた

ことから改正するものでございます。

なお、10 ページの附則に関しましてですけれども、施行期日等を定めるほか、この号給対応表の改正前後において、昇格または降格時に号給対応表を適用した職員間に不均衡が生じた場合における調整規定になります。

(坂口福利・給与課長説明)

議案第 36 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 12 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これにつきましても、1 ページが規則改正案となりますが、まず 2 ページの規則案要綱の方で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」でございますが、公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率の上限を改めるものである。

「2 改正内容」でございますけれども、勤勉手当の成績率を次の表のように改めるものでございまして、再任用職員以外の職員に関しましては、現行 100 分の 200 以内としているものを、令和 5 年 12 月期に関しましては、100 分の 210 以内、令和 6 年度以降については、100 分の 205 以内に改めます。

また、再任用職員につきましては、現行 100 分の 95 以内となっているものを、令和 5 年 12 月期は 100 分の 100 以内、令和 6 年度以降に関しては、100 分の 97.5 以内ということで改めさせていただくものでございます。

「3 施行期日等」につきまして、2①につきましては、令和 5 年 12 月期のものがございますけれども、公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。2②の令和 6 年度以降のものにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行するということとなります。

今回の改正につきましては、先般の給与改正条例により、勤勉手当の支給月数が 0.05 月引き上げられたことを受けまして、勤勉手当の成績率の上限を改正するものでございます。成績率の上限については、従前より条例で定める支給月数の 2 倍以内という形で規定をしているものでございますから、今回の改正におきましても、県人事委員会勧告に基づき、改正される支給月数の 2 倍の成績率を上限として定めているものでございます。

1 ページの方へお戻りいただいて、改正規則案についてでございますけれども、新旧対照表中の第 1 条が、令和 5 年 12 月期の成績率の上限について、一般の職員を 100 分の 210 以内に、定年前再任用短時間勤務職員を 100 分の 100 以内に改正するものでございます。

第2条の方が、令和6年度以降の成績率の上限について、一般職員の方を100分の205以内に、定年前再任用短時間勤務職員を100分の97.5以内に改正するものでございます。

(坂口福利・給与課長説明)

議案第37号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年12月22日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則案となりますが、まず5ページの規則案要綱の方で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」でございますが、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の支給に関する規定を整備するものである。

「2 改正内容」に関しまして、勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるということとしておりまして、主な内容でございますけれども、①のところは、支給対象外職員として基準日現在において任用されている職における任用期間が通算して6月に満たない者、基準日現在において任用されている職員における勤務時間が任用期間において、1週間当たり平均15時間30分に満たない職員などを支給対象外として定めているものでございます。

②のところの勤勉手当基礎額につきましては、報酬日額または時間額及びそれに伴う地域手当相当額の合計額を別に定める方法により、月額換算した額を基礎とするということを決めているものでございます。

③支給割合の計算方法についてですが、期間率に成績率を乗じて得た割合を支給割合として計算するというように決めているものでございます。

④期間率に関しましては、それぞれの職員の勤務期間に応じた率を定めているもので、これに関しましては、正規職員と同様の期間率の方を適用するものとしております。

⑤成績率に関しましては、100分の205の範囲内で、県の委員会が定める率ということで、上限の率を定めているところでございます。

⑥支給日に関しまして、6月期に関しましては6月30日、12月期に関しましては12月10日、これも正規職員と同様でございますけれども、その支給日を定めた内容でございます。

(2) 題名の方ですが、現行「公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則」という規則名になってございますけれども、それを「公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則」に改めるというものでございます。(3) その他規

定を整備する。

続きまして「3 施行期日」でございますけれども、令和6年4月1日から施行するというものでございます。この改正につきましては、先般、会計年度任用職員の報酬等にかかる条例改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることになったことを受けまして、勤勉手当に関する規定について整備するものになります。

それでは1ページの方へお戻りいただき、改正規則案についてですが、主なものを中心にご説明させていただきたいと思っております。まず新旧対照表中、1ページ中ほどくらいの第17条のところでございますけれども、第17条につきましては、勤勉手当を算定するための基礎額につきまして、期末手当と同じ基礎額を使用するよう改正するものでございます。

続きまして、1ページの左の方から2ページにかけての第20条の2及び第20条の3につきましては、任用等の期間が6ヶ月未満である場合や1週間当たりの勤務時間が平均15時間30分に満たない場合など、勤勉手当の支給対象外となる職員についての規定整備を行うものでございます。

続きまして、2ページ中ほどの第20条の4から第20条の7につきましては、勤勉手当の算定に必要な支給割合についての計算方法、勤務期間、または勤務期間に応じた期間率についての規定整備をするものでございます。

さらに、2ページ左の第20条の8につきましては、勤勉手当の成績率の上限について100分の205の範囲内、また、第20条の9につきましては、期末勤勉手当の支給日につきまして、正規職員における支給日と同じ日とする旨を定めるものとなります。

3ページ以降の附則に関しましては、施行期日のほか、今回、会計年度任用職員の勤勉手当の支給を開始するにあたり、正規職員における勤勉手当について、支給対象外となるものについての規定整備となります。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第35号から議案第37号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告1 令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告1 令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰について

令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和5年12月22日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1ページをご覧ください。この賞は、県内の中学校・高等学校等の生徒・指導者及び学校が全国大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて

て、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。

「2 表彰基準」に挙げてあります(1)から(8)の大会において、個人競技並びに学校対抗については、1位から3位、団体競技については、1位から4位に入賞した生徒・指導者及び学校・団体が表彰の対象となります。

4ページをご覧ください。対象大会のうち、複数大会で優勝を収める、同一大会で優勝を複数回収める、複数年度にわたり優勝を複数回収める等、学校スポーツに対し顕著な功績を挙げた生徒については、特別優秀選手として表彰しており、本年度は13名が受賞することになります。5ページ以降は、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会・全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会・全国選抜大会ごとに結果をまとめてございます。

それでは2ページにお戻りください。令和5年度における各大会における被表彰者数の合計は、いずれも延べ数となりますが、学校・団体は21団体、選手は195名、指導者は49名であり、記録の確認ができる平成14年度以降では最多の表彰数となりました。

なお、表彰式は、2ページの下段にありますように、令和6年1月4日木曜日14時から県庁講堂で行い、教育長から表彰状を授与する予定となっています。

また、2月までに開催されます選手権大会・国民体育大会の冬季大会等において、表彰対象となる選手がおりましたら、改めて表彰をさせていただきます。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょう。

今日の記者会見でこれを少し話すことになっているんですけども、確か表彰者数が198名となっていたと思うんですけども、この200名を超えるというのはどういう関係ですか。

天白充指導主事

今、課長の方から報告させていただいた数は入賞者数でして、実数でいくと198名という形になっております。

教育長

延べ数ということですね。

天白充指導主事

そうです。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第38号 職員の人事異動(市町立小中学校)について(非公開)

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 2 紀南地域新高等学校の校名について（非公開）

大屋教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 3 三重県立夜間中学の校名について（非公開）

早田小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言